

京都市西京極総合運動公園条例の一部を改正する条例（平成19年3月27日京都市条例第46号）（文化市民局市民スポーツ振興室スポーツ企画課）

次のとおり、京都市西京極総合運動公園について必要な措置を講じることとしました。

- 1 市民の利用の促進を図るため、陸上競技場兼球技場及び補助競技場について、回数券を発行することができることとしました。
- 2 陸上競技場兼球技場、補助競技場及び野球場の供用時間を次のとおり変更します。

区 分	改 正 前	改 正 後
陸上競技場 兼球技場	部分 利用	午前7時から午後7時までの間において、市長が定める。
補助競技場	部分 利用	午前9時から午後7時までの間において、市長が定める。
野 球 場	特定 利用	午前9時から午後9時まで
	そ 他	午前8時から午後9時まで 午前9時から午後9時まで

備考 「特定利用」とは、入場料を徴収しないで専らアマチュアスポーツのために利用する場合をいう。

- 3 陸上競技場兼球技場、補助競技場、野球場及びフィットネスルームのトレーニングルームの利用料金の上限額を次のとおり設定します。

区 分	利用料金の上限額
陸上競技場兼球技場を部分利用する場合の利用料金の上限額	1人1回につき300円
1時間を単位として補助競技場を利用する場合の全面利用に係る利用料金の上限額	1時間につき4,000円、休日等は5,300円
野球場の特定利用（入場料を徴収しないで専らアマチュアスポーツのために利用する場合をいう。）に係る利用料金の上限額	2時間につき14,500円、休日等は19,400円
プール兼アイススケートリンクと併用する場合（プールとして供用している場合において、部分利用であり、かつ、団体での利用でないときに限る。）におけるフィットネスルームのトレーニングルームの部分利用に係る利用料金の上限額	1人1回につき250円

この条例は、平成19年4月1日から施行することとしました。

京都市西京極総合運動公園条例の一部を改正する条例を公布する。

平成19年3月27日

京都市長 榊 本 頼 兼

京都市条例第46号

京都市西京極総合運動公園条例の一部を改正する条例

京都市西京極総合運動公園条例の一部を次のように改正する。

第7条の見出しを「(回数券及び前払式利用券)」に改め、同条第1項中「ときは」の右に「陸上競技場兼球技場及び補助競技場について回数券を」を加え、「前払式利用券」を「前払式利用券」に改め、同条第2項中「前払式利用券」を「回数券又は前払式利用券」に改める。

別表第1中

	陸上競技場兼球技場	午前9時から午後9時まで
補助競技場	全面利用	午前9時から午後5時まで
	部分利用	午前9時から午後7時までの間において、別に定める。

を

陸上競技場兼球技場	全面利用	午前9時から午後9時まで
	部分利用	午前7時から午後7時までの間において、別に定める。
補助競技場	全面利用	午前9時から午後5時まで
	部分利用	午前7時から午後7時までの間において、別に定める。
野球場	特定利用	午前8時から午後9時まで
	その他	午前9時から午後9時まで

に改め、「野球場及び」

を削り、同表に備考として次のように加える。

備考 「特定利用」とは、入場料を徴収しないで専らアマチュアスポーツのために利用する場合をいう。

別表第2備考以外の部分中

「

	入場料を徴収しない場合	円	円	円	円	円	円	円	円
アマチュアスポーツ	入場料を徴収する場合	48,000	36,000	64,000	49,000	64,000	49,000	176,000	134,000
	入場料を徴収しない場合	57,000	44,000	76,000	59,000	76,000	59,000	209,000	162,000
その他	入場料を徴収する場合	143,000	110,000	191,000	147,000	191,000	147,000	525,000	404,000
	入場料を徴収しない場合	172,000	132,000	228,000	176,000	228,000	176,000	628,000	484,000

」

を

「

	入場料を徴収しない場合	円	円	円	円	円	円	円	円
アマチュアスポーツ	入場料を徴収する場合	48,000	36,000	64,000	49,000	64,000	49,000	176,000	134,000

全面 利用	ポ ー ツ	入 場 料 を 徴 収 す る 場 合	57,000	44,000	76,000	59,000	76,000	59,000	209,000	162,000
	そ の 他	入 場 料 を 徴 収 し な い 場 合	143,000	110,000	191,000	147,000	191,000	147,000	525,000	404,000
		入 場 料 を 徴 収 す る 場 合	172,000	132,000	228,000	176,000	228,000	176,000	628,000	484,000
部分利用(1人1 回につき)		300								

に改め、同表備考5中「盲学校、ろう学校及び養護学校（以下「盲学校等」という。）」を「特別支援学校」に、「並びに」を「及び」に改め、同表備考6中「盲学校等」を「特別支援学校」に改め、同表備考8及び12中「休日等」を「日曜日等」に改め、同表備考に次のように加える。

13 1時間を単位として補助競技場を利用する場合の全面利用に係る利用料金の上限額は、この表の規定にかかわらず、日曜日等にあっては1時間につき5,300円、その他の日にあっては1時間につき4,000円とする。

14 野球場の特定利用（入場料を徴収しないで専らアマチュアスポーツのために利用する場合をいう。）に係る利用料金の上限額は、この表の規定にかかわらず、日曜日等にあっては2時間につき19,400円、その他の日にあっては2時間につき14,500円とする。

15 次のいずれにも該当する場合のフィットネスルームのトレーニングルームに

係る利用料金の上限額は、この表の規定にかかわらず、1人1回につき250円とする。

(1) トレーニングルームの部分利用であること。

(2) プール兼アイススケートリンクを次に掲げる利用方法により併用すること。

ア プールとして供用している場合に利用すること。

イ 部分利用であり、かつ、団体での利用でないこと。

別表第3備考3中「休日等」を「日曜日等」に改める。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(文化市民局市民スポーツ振興室スポーツ企画課)